最終更新日：2015年12月14日

株式会社日伝
代表取締役社長福家利一
問合せ先：取締役管理本部長兼総務部長檜垣泰雄
証券コード：9902
http://www.nichiden.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「信頼される企業日伝」を基本方針として、株主をはじめとするステークホルダーにとって、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための体制構築に努めております。また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、コーポレートガバナンスの充実を行うことが、経営上の最重要課題の一つと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳】
現時点での当社の機関投資家・外国人株主比率が低いため、議決権の電子行使の環境や、招集通知の英語版は整っておりませんが、当社の株主構成の推移を見ながら、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や、海外株主に向けた英語による情報提供を検討してまいります。

【補充原則1－2－5　機関投資家の株主総会での議決権行使】
信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権行使や質問・意見表明を行うことを現在原則認めておりません。しかしながら信託銀行等や実質株主の動向を注視しながら、今後指針・ガイドラインの整備を検討してまいります。

【原則3－1(5)　経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明】
社外取締役・監査役以外の取締役・監査役の選任理由につきましては、今後の株主総会において候補者を提案する場合には、株主総会招集通知の参考書類において、選任理由を開示いたします。

【補充原則3－1－2　英語での情報開示・提供】
現在当社における外国人株主の保有割合は相対的に低いため、当面は株主総会招集通知や決算説明会資料の英語版の作成は見送りますが、実施については株主構成や投資家動向を視野に入れながら適宜検討いたします。なお、当社ホームページは、経営理念・事業概要等ほぼすべての内容を英語で説明しております。

【補充原則4－1－3　最高経営責任者等の後継者計画の監督】
当社は、これまでの業績・マネジメント能力・管理能力・清廉性などを考慮し、取締役・執行役員への指名を代表取締役が行っております。今後、具体的な取締役や最高経営責任者等の後継者の計画の策定については、検討してまいります。

【原則4－2　取締役会の役割・責務(2)】
企業価値向上や永続的発展に資する提案を積極的に受け付け、取締役会や経営会議などで承認された提案の内容の実行を代表取締役と担当取締役・執行役員が責任をもって実行しております。
その実行結果における報酬については、インセンティブを考慮した形態になっておりますが、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させるまでには至っておりません。中長期的な報酬や株主価値を高める報酬を考慮し、企業家精神の発揮できるインセンティブを検討してまいります。

【補充原則4－2－1　現金報酬と自社株報酬の適切な割合】
当社は、取締役の報酬については、株主総会において決議されている報酬限度額内で、当社の業績を勘案し取締役会において決定しております。現金報酬と株式報酬との割合については、中長期的な業績及び株主価値との連動性を高めるべく検討してまいります。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役を1名選任し、取締役会において、専門的な知識を有し、豊富な経験と知見を基に発言を行い、経営の監督機能の客観性、中立性が十分確保されております。今後更なる会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たす社外取締役の充実については、当社としては重要であると認識しており、必要に応じて複数名の選任を検討してまいります。

【補充原則4－10－1　経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに関する独立社外取締役の関与・助言】
当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役を選任しておりますが、独立社外取締役は、取締役の過半数に達していません。経営陣幹部・取締役の指名については、原則3-1(4)の通り、方針にふさわしい人物を取締役会で審議し決定しております。また、報酬については原則3-1(3)の通り、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬の決定方針および報酬基準に則して取締役会で決定されておりますので、任意の諮問機関などは必要なく、現状の仕組みで適切に機能していると考えております。

【補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】
取締役会全体の実効性に関し、現状、代表取締役社長が中心となり、取締役の相互評価や各取締役のヒアリング結果をベースに評価・分析を行っておりますが、今後は取締役会の実効性向上のための、評価・分析・開示方法も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
政策保有株式につきましては、当社は、取引先との長期的・安定的な関係の構築、営業推進等を目的に、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しております。
また、毎年取締役会において主要な政策保有株式について中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証しております。議決権行使につきま

しては、取締役会において、議案の内容を検討し、その発行会社の株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、全ての議案に対して議決権を行使いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、取締役の利益相反取引・競業取引を取締役会の付議・報告事項としており、取引毎に取締役会による事前承認・結果の報告を実施しています。
なお、取締役・監査役には、毎期末時に関連当事者間の取引の有無を確認するため、「関連当事者調査票」の提出を義務付けております。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1)経営理念や経営戦略、経営計画
経営理念・経営ビジョン・中期経営計画については、当社ホームページに掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、当社ホームページ及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
取締役の報酬決定に際しては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額・個々の職位・職責及び担当分掌の実績・会社業績や経済情勢・中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、取締役会が決定しております。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役候補者については、会社の内外を問わず、企業経営の諸問題に精通し、人格・見識ともに優れ、以下の資質を有して、経営者 として職務を全うすることのできる者を、その者の有する経験・知識・業務評価を踏まえた上で、取締役会で指名いたします。
1. 豊かな業務経験を有し、特定分野での高く深い専門性を有すること
2. 経営感覚が優れており、全社的な経営戦略・方針の構築に貢献できること
3. 経営管理に関する基本的な知識を有していること
4. 役員にふさわしい人格・見識・教養を有すること

【補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲の概要とその開示】
当社は、経営陣に対する委任につきましては、「稟議決裁基準表」を設け、取締役会決裁事項以外の重要な事項を明確にし、権限の委譲を図ることにより意思決定の迅速化を図っております。
取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社およびグループ会社の重要事項等を決定しています。
経営会議は、代表取締役社長が議長となり、取締役・執行役員で構成され、取締役会に上程する議案を審議し、その具体的施策や課題の対策を協議しています。経営会議の結果は、各社外取締役・監査役に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に対処できる仕組みとしています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の独立性基準を基に、経営の監督機能の客観性・中立性が十分確保される方を選任しております。

【補充原則4－11－1　取締役会全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方】
取締役は現在社外取締役1名を含む8名、監査役は社外監査役2名を含む4名でそれぞれ構成され、企業規模に合致した人員構成となっております。取締役の選任手続きについては、補充原則3-1(4)に記載の通りの方法で行っております。

【補充原則4－11－2　取締役・監査役の兼任状況の毎年開示】
取締役・監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知・有価証券報告書・コーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、適宜開示しております。現在当社の社外取締役・監査役においては、上場企業並びに継続開示会社の役員は兼任しておらず、取締役・監査役の業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】
当社は、新たに社外取締役および社外監査役が就任した際には、当社が属する業界、当社の歴史・事業等について説明を行っています。
また、新任取締役・監査役に対しては、法令上の権限および義務等に関する説明を行っており、必要に応じて外部機関の研修も活用しています。
業務執行取締役・執行役員に対しては、より高いレベルでのリーダーシップを発揮するための外部機関の研修にも参加しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、以下のような施策を実施する方針としております。
(1) 株主との対話
株主との対話については、IR担当取締役が代表取締役社長と対応方法を検討し、適切に対応いたします。
開示資料作成のために、経営企画部・総務部・経理部・人事部の各部署との相互連携を図り適切な資料作成を行っております。

(2)株主との個別面談以外の対話の手段
株主に対しては、四半期毎に実施しております決算説明会や当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略に関する理解を深めて頂くよう行動しております。

(3)社内へのフィードバック
株主や投資家との面談内容については、適宜代表取締役社長をはじめとして取締役会に報告してレビューなどに活用しております。

(4)インサイダー情報の開示
株主や投資家との対話については、内部者取引防止規程に基づき情報管理を徹底したうえで実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日伝共栄会	1,701,155	10.67
日伝仕入先持株会	904,345	5.67
西木進	731,300	4.58
株式会社利双企画	700,000	4.39
株式会社みずほ銀行	550,000	3.44
有限会社ニシキ興産	523,752	3.28
日伝従業員持株会	500,992	3.14
株式会社百十四銀行	491,000	3.07
西木利彦	417,900	2.62
株式会社りそな銀行	335,000	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小山章松	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小山章松	○	――	当社との間に特別の利害関係のない独立、中立の立場であるとともに、弁護士としての専門的知識と豊富な経験に加えて、当社の社外監査役を8年間務め当社の事業内容等に精通してこられた経験を、当社の経営体制の強化に活かしていただける人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断していることにより、社外取締役として選任されております。また、独立役員の属性等を検討した結果、いずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定されております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門（監査室）は、会計監査人から監査計画や四半期レビュー及び年度の監査結果の説明を受けるとともに、意見交換をしております。また監査室は、内部監査規程に基づき監査した結果を監査役に報告するとともに、意見交換や情報の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古田清和	公認会計士													
川上　勝	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古田清和	○	―――	当社との間に特別の利害関係のない独立、中立の立場であるとともに、公認会計士の資格を有していることから、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断していることにより、社外監査役として選任されております。 また、独立役員の属性等を検討した結果、いずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
川上　勝		―――	当社との間に特別の利害関係のない独立、中立の立場であるとともに、税理士の資格を有していることから、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断していることにより、社外監査役として選任されております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役に限定したインセンティブ付与については、当社の業種、業態を考慮するとその効果は限定的であると思われますので、
当面は実施しない方針であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬
取締役10名、276百万円（うち社外取締役　1名　6百万円）
使用人兼務役員は、使用人部分を除き、有価証券報告書に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会で承認された役員報酬の総額の範囲内で、取締役の報酬等は取締役会において、監査役の報酬等は監査役会において決定しております。なお、平成18年6月21日開催の第55期定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額500百万円以内、監査役の報酬限度額は年額70百万円以内となっております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役（社外監査役）については経営企画部が窓口となり、各種連絡、情報共有を行っております。
また、社外監査役が業務全般を掌握するため、常勤監査役より都度監査調書を回付しており、それに対する意見交換も適時行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）ガバナンス体制について

・経営上の重要決定機関である取締役会は、取締役会規程に基づき、原則として月１回取締役会・経営会議を開催し、議案について審議、議決や報告を行うとともに、業務執行の監督、提言を行っております。取締役会において決定された方針に基づき、ブロック会などの会議の定期・臨時開催を通じて経営環境の変化に対して機動的な対応に努めております。

・監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役2名と非常勤監査役（社外監査役）2名で構成しております。

・内部管理体制強化のための牽制組織として、社長直轄の監査室（人員2名）を設置しております。

・会計に関しましては、会計監査人である新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し定期的な会計監査を受け適正な会計処理に努めるとともに、監査役および監査室と連携し、内部統制システム等の更なる充実のためのアドバイスを受けております。また法務に関しましては、法律事務所と顧問契約を締結し、法律問題について適時適法な対処に努めております。

（2）監査役の機能強化に係わる取り組み状況

当報告書「経営上の意思決定、執行及び監査に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】の項に記載。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役においても取締役会等の会議に出席し、代表取締役をはじめとする取締役の業務執行について外部的な視点から監督する機能を果たすことで経営を牽制する体制としております。
また、社外取締役を１名選任していることで、全社経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で、幅広い見識や知見を取り入れることができ、取締役会で適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開かれた株主総会を目指す一環として考えております。
その他	第64期定時株主総会の招集通知の発送日は平成27年6月1日（TDnetの開示日は平成27年5月30日）であり、総会の開催日は平成27年6月19日となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページで公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとにラージミーティング、スモールミーティングを開催し、決算報告ならびに当該事業年度の経営戦略等をご説明しております。また年数回機関投資家を訪問し、率直なご意見をお伺いしております。	なし
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報やIRカレンダーを掲載することにより、広く投資家の皆様に会社の現状を理解していただくよう努めております。 URL http://www.nichiden.com	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営ビジョンに当社のミッションとしてステークホルダーに対する考え方を掲げております。 具体的には、ステークホルダー（株主、顧客、仕入先、社員、広く社会）に信頼されるため、IRM・CRM・SRM・ERMを重視しその手段としての対話を大切にし他に負けない優位性を持った事業の仕組み・ビジネスモデルの構築、活用に取り組むことにより顧客ニーズを把握し、その期待に応え、仕入先の信頼をも獲得するとともに、環境に配慮した事業展開を図ってまいります。 その対価として正当な報酬をいただき株主の付託、社員の期待、戦略的な投資を可能にする健全な財務体質を確保することです。そのことが広く社会貢献することであるとのステークホルダー共通の認識を持つことが重要と考えております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社（以下「グループ会社」という）は、「誠実」という社是を経営のしるべとし、次の経営理念を掲げ、取締役、監査役及び使用人（社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員その他当社及びグループ会社の業務に従事する全ての者）が職務を執行するに当たっての指針としております。

【経営理念】
・わが社は、全社員の総力を結集し、社業をもって社会の繁栄に貢献し、永遠の発展を目指します。

・わが社は、礼節を尊び信義を重んじ、お取引先と相互信頼の絆を深め真の共存共栄を目指します。

・わが社は、明朗なるガラス張り経営を推進し、社業を通じて社員の人格練磨を図り、生活の安定向上を目指します。

当社は、この経営理念に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備し、運用することが、社会的責任を果たし、企業価値を向上させていく上での重要な経営の責務であると認識し、会社法及び会社法施行規則に基づき以下の内部統制システムを構築してまいります。また、当社内外の環境の変化に応じ、将来にわたり、より適切な内部統制システムを構築、運営すべく努力してまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、当社の社会的責任を全うし、永続的に発展するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、「行動憲章」を制定し、すべての取締役及び使用人が高い倫理観に基づいて行動し、ステークホルダーから信頼される経営体制を確立する。

（2）当社においては、法令、定款及び社内規則を遵守するための体制を決定するに当たり、担当役員を置き、経営企画部を中心として検討された内部統制システムの整備方針・計画を取締役会が決定する。

（3）当社においては、監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

（4）当社においては、監査室及び経営企画部の設置により、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、また、その整備方針・計画の実行状況を監視・監督する。

（5）当社においては、経営企画部は、コンプライアンスに関する規程の整備や研修の定期的実施により、「行動憲章」を周知徹底し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。

（6）当社は、事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連各部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。

（7）当社は、「内部通報制度」に基づき、「行動憲章」を逸脱する行為を知り、また、そのリスクを感じた場合に直接取締役及び使用人から連絡・相談を受けるための通報者保護を徹底した内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正を行う体制を構築する。

（8）上記体制の確立及び推進により、当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の排除に向け、組織的な対応を図る。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）当社は、法令及び「文書管理規程」などの社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報、文書等を定められた期間保存を行うとともに、取締役及び監査役がこれらの文書等を常時閲覧できる体制とする。

（2）当社は、「情報管理規程」などの社内規程に基づき、前号の記録及び文書、また、当社の機密情報及び個人情報が外部に漏洩しないよう、安全かつ堅牢な情報管理を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクを認識し、評価する仕組みを整備することにより、リスクを予防し、有事における損失を最小限に抑える。

（2）当社は、リスク管理の実効性を確保するために、代表取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針及び施策を総合的に検討する。また、「リスク管理規程」に基づき、リスク毎に担当部署を定め、定期的に対応策の見直しを行う。

（3）「リスク管理委員会」にて検討された結果は、経営企画部が取り纏め、担当役員より取締役会・監査役会に報告するとともに、不測の事態が発生した場合には、社内規程に基づき、迅速に対応し損害の極小化に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、当社の社内外の環境変化に迅速に対応する。経営計画達成のため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に基づき、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図るとともに、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。

（2）当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月１回開催し、経営に関する重要事項について審議、決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の事業状況、財務状況その他の重要な情報などについて報告を求め、その事項について承認を行うものとする。

（2）当社は、グループ会社のリスク管理について定める規程を整備し、グループ会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクについて網羅的・総括的に管理する。

（3）当社は、グループ会社の社内規程において適切な職務権限と責任の明確化を図り、予算制度に基づき、明確な目標を定め、予算業績管理を実施することで、グループ会社の業務執行の効率性を確保する。

(4)当社は、監査室がグループ会社に対し内部監査を実施し、その結果に基づき、グループ会社の内部統制の有効性と妥当性を適時に評価する。

(5)当社及びグループ会社の海外拠点においては、現地の法律・会計・税務について随時相談、アドバイスが可能な提携先を確保し、コンプライアンス体制を整備・運用する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)当社は、監査役の職務を補助する使用人を、監査室に所属する使用人及び各ブロック総務課に所属する使用人とし、監査役は必要に応じて当該使用人を監査役の業務補助のためのスタッフとして、当該部署の業務と兼務させることができるものとする。

(2)当社は、前号以外に、監査役の職務を補助する専任の使用人は現在置いていないが、監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のための専任スタッフを置くことができるものとする。

(3)監査役は、監査役の職務を補助する使用人に対し、監査業務に必要な事項を指示できるものとする。当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指揮命令のみ服し、監査役以外からの指揮命令は受けない。他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する実効性を確保する。

(4)監査役の職務を補助する専任の使用人の人事異動については、監査役と取締役が事前に協議するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(1)監査役は、取締役会のほか、必要に応じて会議体に出席し、重要な事項の報告を受ける体制をとる。

(2)取締役及び使用人は、会社経営や、コンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項及び内部統制に関する事項を含む事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、速やかに監査役に報告する。

(3)取締役及び使用人は、内部統制上の問題が発見された場合及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合にはすみやかに監査役に報告する。

(4)当社の「関係会社管理規程」に定める関係会社管理業務の責任者は、グループ会社の取締役又は使用人から、法令及び規程に定められた事項、報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。

(5)監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用などの処理に係る方針

(1)「監査役会規程」に基づき、監査役は、監査の方針・監査の計画・監査の方法及び監査費用の予算などについて監査役会において決議する。

(2)監査役の職務の執行に関して、費用の前払い又は償還の請求があった場合は、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行について生じたものでないと証明しうる場合を除き、これに応じる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社においては、代表取締役と監査役が、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開くこととする。

(2)監査役は、監査職務を効率的、効果的に行うため、会計監査人及び監査室と緊密に連携し相互補完することとする。

(3)当社においては、監査役の職務の遂行に当たり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の利用を図れる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固としてこれらを排除していくことを行動憲章に定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者に適時適切な会社情報を開示する基本的な考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を制定しております。投資判断に影響を与える決定事項、発生事項、決算に関する情報が発生した場合の重要情報の開示については、金融商品取引法の「企業内容等の開示制度」及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下適時開示規則という）に則り公正かつ適時適切な開示が行われるよう努めております。

1. 決定事実に関する情報
重要な決定事実については、取締役会で決定しております。決定された重要事実は適時開示規則にもとづき開示が必要となる場合は、情報取扱責任者の指示のもと総務部が直ちに開示を行い、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

2. 発生事実に関する情報
重要事実が発生した場合には、部門長を通じて管理本部に集約され、情報取扱責任者に報告がなされます。次に情報取扱責任者を中心に人事部、総務部、経理部等当該案件部門が当該情報の重要性の判断や適時開示の要否の検討を行い、適時開示規則にもとづき開示が必要な場合には、総務部が直ちに開示を行います。

3. 決算に関する事項
決算に関する事項については、経理部を中心に決算書類を作成し、会計監査人および監査役会による監査を受けた後、決算に関する取締役会においてこれを承認し、同日情報取扱責任者の指示のもと総務部が決算情報を開示しております。

4. その他
当社は、積極的なIRの実施、インターネットによるホームページ上でのタイムリーな情報発信と投資者へ迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

＜内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図＞

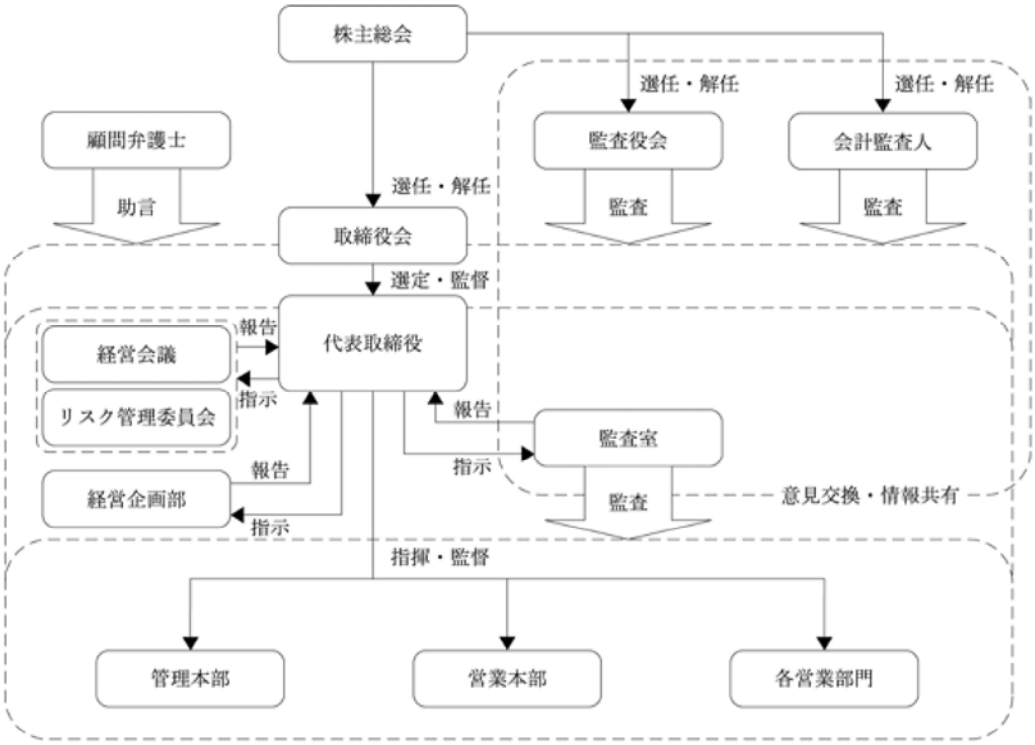

＜適時開示体制の概要(模式図)＞

